

法人制度改革推進委員会報告

委員長 湯原憲造

1 本年度の活動

(1) 公益目的支出計画実施報告書の作成・提出・修正対応

年度末（3月31日）から3ヶ月以内（6月末日まで）に報告書を作成し、主務官庁である長野県会総務部情報公開・法務課へ提出します。今年度は6月20日付けで報告書を提出し、数箇所の修正を経て最終6月27日付けで受理となりました。

(2) 会費のあり方についての検討。

今年度は大きな変更はありません。会員数を維持し、安定した収入を確保し、教育会の運営を今まで通り行けるように願っています。

2 公益目的支出計画実施報告書とは？

一般社団法人更埴教育会は、その公益性を認められ平成24年4月1日より、新法人としてスタートしました。設立当初に承認された、公益目的財産額（当教育会の保有する財産額）は1億7174万9004円であり、この金額に相当するまで公益目的事業を行い報告することが義務づけられています。

平成30年度末（平成31年3月31日現在）の公益目的財産残額は、1億2367万4398円となりました。毎年約650万円を公益目的事業費として支出していますので、このペースですと、後19年ほどで、公益目的財産額に相当する金額を公益事業として支出することになりそうです。

公益目的事業計画実施報告書は、収支を報告し、公益目的事業にいくら使ったのかを明確にするための書類となります。

3 平成30年度事業の公益目的事業費

<収入>

会員会費収入 1061万5174円

受取負担金収入 26万5640円（信濃教育会よりの負担金）

雑収入 7万6927円（会館使用料他）

○収入合計 1095万7741円（繰越金は含んでいません）

<支出>

公益目的支出 738万9169円

共通目的事業支出 306万8923円（会員向け事業費）

管理費 103万7374円

○支出合計 1149万5466円

※単年度では 53万7725円の赤字となります。

公益目的事業費は、公益目的支出から受取負担金（公益目的のための収入）を差し引いた金額となりますので、今年度は726万2161円となります。

公益目的事業比率（「公益目的事業費」÷（公益目的事業費＋収益事業等の費用（共通費用）＋管理費））は約63%となり、公益性を示す基準の50%を大きく超えており、当教育会の支出は適正であることがわかります。

4 公益法人化について

現在、更埴教育会は一般法人の扱いとなっている。一般ではあるが、公益性は高くその活動についても一般からは信頼されている。また、税制面では団体に対する均等割りの課税があるのみであるので、一般法人であっても、なんらの不都合はないので、当面は一般法人として運営してよいと思われる。

5 今後の課題

今年度より、報告書の形式が一部変更になりました。

6 委員

世話係 山根 義夫（戸倉上山田中長）

委員 堀口 潔（坂城中長：会長）

中曾根茂智（専任幹事）

委員長 湯原 憲造（埴生中）

副委員長 宮崎 正幸（東小）

委員 高橋 一（上山田小）